

英語法助動詞の意味論（7）

中野 弘三

3.4.2. 法助動詞の核意味

3.4.2.1. 核意味の意味成分

手始めに行なう法助動詞の核意味の検討は文脈的要因の検討に必要な限りにとどめることにし、その対象を、法助動詞中最も重要な can, may, must の三つと、must との関連で問題となる need にしほることにする。

この節で問題にするのは、核意味の意味成分の部分で、これは、Tregidgo や Perkins が提案している核意味構造の文脈的要因を表す変項を取り除いた部分である。Tregidgo (1982) と Perkins (1982, 1983) が設定する意味成分をここで再度示すと、それぞれ、次の (3.36) と (3.37) である。

(3.36) may : X PERMIT ...

must : X DEMAND ...

(3.37) can / may : C does not preclude X

must : C entails X

本稿ではこれらとは異なった意味成分を想定するが、その理由の一つは、これらの意味成分によっては can / may と must / need の間に存在する等値関係を的確に捉えられないからである。第1章で指摘した通り、可能（性）を表す法表現と必然／必要（性）を表す法表現の間には、論理学における法演算子の場合と同様、次に示すような等値の関係が存在する (MM_N は可能（性）法表現である can / may の意味、 MM_N は必然／必要（性）法表現である must の意味、 p は命題を表すものとする)。

(3.38) a. $MM_N \sim p \equiv \sim MM_N p$

b. $\sim MM_N p \equiv MM_N \sim p$

'PERMIT' 対 'DEMAND', 'not preclude' 対 'entail' という意味成分の規定では、これらが原素的 (primitive) なものと考える限り、等値関係はうまく説明できない。(3.38) の関係を適切に説明するためには、can / may と must / need の意味成分が、それぞれ 'possible' と 'necessary' という法性の基本概念を含んでいなければならない。¹⁾ (3.36), (3.37) の問題点のもう一つは、

1) 法助動詞の意味成分がこれらの基本概念を含むようにするには、'PERMIT' や 'DEMAND' など

たとえば *must* の意味成分が 'DEMAND' や 'entail' であったとすると、その意味成分が单一の概念として認識的用法の *must* の意味に含まれているのか、ということである。たとえば、He *must_E* be serious. という文の認識的用法の *must_E* の意味は 'It is necessarily the case that ...' とパラフレーズできるが、このパラフレーズは *must_E* によって表明 (express) される意味であり、ここには 'necessary' という概念が含まれることは間違いない。一方、*must_E* はこのような表明される意味（命題が真であることの必然性）に加えて、「何らかの証拠が（命題が真であることの必然性を）推論させる」という言外に含意された (implied) 意味を含む。Tregidgo や Perkins が設定する 'DEMAND', 'entail' という意味成分は、*must_E* のこのような表明される意味と言外に含意される意味を合体した概念を表すものと考えられる。本稿では、法助動詞の表明する意味と言外に含意する意味は法助動詞の意味分析上区別されるべきだと考える（その理由は以下で明らかになる）。さらに、すでに述べた法助動詞間の等値関係を説明する上でも必要であるため、本稿では、*can* / *may*, *must* / *need* の意味成分は原素的な要素として、それぞれ、'possible' と 'necessary' という概念を含むものと分析する（ただし、*may* と *must* に関しては、後にこの概念を少し修正する。§ 3.4.2.3. 参照）。このような原素的概念は、法助動詞の核意味のいわば「核」(core) を成すものであるので、以下ではこれらの概念を「意味核」と呼ぶことにする。

法助動詞の意味は、これら意味核に加えて、話者に命題が真であることが、'possible' / 'necessary' と判断させる [認識的用法の場合]、または、命題の実現を 'possible' / 'necessary' にする [義務的用法、動的用法の場合] 言語外的要因が存在することを含意するのがその特徴である（以下では、この言語外的要因を略して「外的要因」と呼ぶことにする）。

(3.39) a. Mary is at home.

b. Mary *may_E* / *must_E* be at home.

上例の二文を比較した場合、法助動詞を含まない a の定言的文は命題が真であるという判断を話者が断定的に述べ、その判断の根拠があることを特に含意しないが、法助動詞を含む b の文は命題が真である可能性／必然性が存在することを表明するのに加えて、可能／必然であると話者が判断する根拠が存在することを言外に含意する。先行の文脈で判断の根拠が述べられている次のような場合には、法助動詞にそのような含意が存在することがいっそう明確となる。

(3.40) Mary's light is on. She *must_E* be at home. She *can't_E* be out. (メアリーの部屋の明りがついている。だから彼女は家にいるにちがいない。出かけているはずがない)

を原素的なものと考えるのではなく、これらを 'CAUSE-POSSIBLE' (=make possible), 'CAUSE-NECESSARY' (=make necessary) のように法性の基本概念を含むより原素的なものに成分分析する必要がある。本稿では法助動詞の意味成分をこのように成分分析する。

義務的用法の場合も同様である。

- (3. 41) You *can_{DE}* / *may_{DE}* / *must_{DE}* go to bed now.

上例のような義務的用法の法助動詞を含む文は、命題(you-go-to-bed-now)の実現が可能／必要であることを表明するのに加えて、命題の実現を可能／必要にする義務の源が存在することを含意する。

- (3. 42) a. John *can_{DY}* run very fast.

- b. I *can_{DY}* see you next week.

のような動的用法の法助動詞の場合も同様で、これらの文は主語にとって命題の内容を実現することが可能であることを表すのに加えて、その実現を可能にする体力が主語に存在する〔aの文の場合〕、またはその実現を可能にする状況が存在する〔bの文の場合〕ことを含意する。

以上に述べたように、can, may, must, need は意味核である 'possible' / 'necessary' という表明される意味以外に、命題の事実性の判断または命題の実現を可能／必要にする外的要因の存在を暗示する含意的意味を含む。したがって、本稿では、can, may, must, need に対して（そして他の法助動詞に対しても）このような表明される意味と含意的意味の両方を含む意味成分を設定する。'possible' / 'necessary' という can, may, must, need の表明される意味(意味核)と外的要因との関係は、その要因が命題の事実性の判断／命題の実現を 'possible' / 'necessary' にするという原因作用 (causation) の関係である。そこで、外的要因に変項 X, それが行なう原因作用を表示するものとして 'CAUSE', 命題を表すのに変項 P をそれぞれ用い、表明される意味（核）'possible' と 'necessary' にそれぞれ略号 'POSS' と 'NEC' を用いて、本稿の主張する意味成分と変項の関係を示すと次のようになる。

- (3. 43) CAUSE (X, POSS / NEC (P)) [=X causes P to be possible / necessary or P is possible / necessary because of X]

これが本稿が想定する can, may, must, need の核意味のいわば原型で、核意味として実際に機能するには変項の値や発話の意味構造との関係が規定されなければならないし、また、後で示すように、若干の修正が必要である。変項の値や発話の意味構造との関係についての詳しい考察は後の節で行なうとして、(3. 43) がどのように機能するかを先に見ておくことにしよう。

(3. 43) まず問題となるのは、この意味構造が法性の区別をどのようにして生み出すかということである。すでに述べたように、本稿では認識的・義務的・動的法性の区別は文脈的変項の値の差異から生じると考えるが、本稿の分析では、法性の区別はとりわけ命題変項 P の値の差異に依存することになっている。そこで、(3. 43) の機能を概説する上でも必要であるので、次節まず命題変項 P の値について述べることにする。

3. 4. 2. 2. 命題変項の値

本稿では核意味の命題変項 P の値は三種あると考える。この三種は法助動詞の核意味分析

のために特別に想定するものではなくて、言語表現全体に関して一般的に認められる種類である。文の発話の意味は「発話の力+命題」という構造を持つと本稿では仮定するが、この構造での命題には三つの種類を認めることができる。この種類は§2.5.で述べた発話行為（正確には対人的発語内行為）の種類に関連して認められる種類である。§2.5.で示した四種の発話行為のうち、陳述表示型の発話行為を遂行する文に含まれる命題は、それが真（事実）であるという話者の信念（belief）の内容を成すものである。たとえば、

(3. 44) John lives here.

という平叙文に含まれる命題 John-live-here は、それが真であるという話者の信念の内容を成す。信念の内容を成すという点では次のような発言動詞（verb of saying）や思考動詞（verb of thinking）の補文の命題も同様である。²⁾

(3. 45) a. Bill says that John lives here.

b. Bill believes that John lives here.

これらの文は主語 Bill の発言や思考の報告であり、補文の that 節は発言（思考）者 Bill の信念の内容を表す。この場合の信念というのは、既述のように、「ある事柄が真（true）である」という信念であるので、信念の内容を成す命題とは、「ある事柄が真である」という内容の命題である。このような命題を、本書では Ransom (1986) の用語を借りて、「真理命題」（truth proposition）と呼ぶことにする。真理命題は 'it is true that ...' の意を内包しているので、この命題を含む (3. 44) や (3. 45a, b) の文は、それぞれ、次の (3. 46) や (3. 47a, b) のように書き換えても実質的な意味の変化は生じない。

(3. 46) It is true that John lives here.

(3. 47) a. Bill says that it is true that John lives here.

b. Bill believes that it is true that John lives here.

次のような直接・間接疑問文に含まれる命題も聽者の信念の内容を表す真理命題と言えるであろう。³⁾

(3. 48) a. Does John live here? (=Is it true that John lives here?)

b. Tell me whether John lives here. (=Tell me whether it is true that John lives here.)

2) 発言動詞は、以下に述べる叙実的述語（factive predicate）と同様、事実命題（現実世界の事実を指示する命題）を補文に取ることもある。たとえば、次例における発言動詞 report, announce の補文は、主語の信念の内容ではなく、現実の出来事を表す。

They reported that enemy forces were moving towards the border. / Mary and John announced that they had got engaged.

3) 疑問文は陳述表示型の発話行為を遂行するものではないが、命題内容の真偽を聽者に問うものであるので真理命題を含むと考えることができる。

ところで、感情表明型の発話行為を遂行する文や叙実的述語（factive predicate）の補文が表す命題は、事実を表すという点では真理命題に類似するが、真理命題が命題内容の事実性についてのある人物（話者／聴者／文の主語）の信念を表すのに対し、こちらは現実の世界の事実そのものを指示する（refer to）もので、真理命題とは性質を異にする。

(3. 49) a. I apologize for *not coming sooner*.

b. I know that *John lives here*.

このように現実の世界の事実を指示する機能を持つ命題を、真理命題と区別して、「事実命題」（fact proposition）と呼ぶことにする。ただし、この事実命題は（3. 43）の命題変項 P の値には関係しない。

一方、行為指導型と行為拘束型の発話行為を遂行する際には、命題は実現されるべきものとして提示される。行為指導型の発話行為を遂行する典型的表現である

(3. 50) Start at once.

といった命令文においては、you-start-at-once という命題が聴者によって実現（実行）されるべきものとして提示されている。同様に、命令、要求、提案、勧告などの意を表す動詞の補文は、ある人物によって実現（実行）されるべきものとしての命題を表している。

(3. 51) a. John told *me to start at once*.

b. John required *me to start at once*.

c. John suggested that *I start at once*.

行為拘束型の発話行為を遂行する次のような文では、命題が話者によって実現（実行）される筈のものとして提示されている。

(3. 52) I promise to *help you*.

このように、行為指導型や行為拘束型の発話行為を遂行する文においては、命題はある人物（話者／聴者／文中に示された人物）によって実現されるべき（される筈の）ものとして提示されるが、このような性質の命題を、本稿では、「行為命題」（action proposition）と呼ぶことにする。

真理命題と行為命題は、上述のように、ある人物（話者／聴者／文中に示された人物）の命題態度（信念、願望、意図など）に関係する内容を持つものであるが、このような命題態度と無関係に、単純に出来事（event）や状態（state）を表現する「単純命題」（plain proposition）とでも呼ぶべき種類の命題も認める必要がある。この命題は次の例に見るように知覚動詞、使役動詞、相動詞などの補文に含まれるものである。

(3. 53) a. I heard *her sing*.

b. He made *me stay home*.

c. She began to *clean her room*.

単純命題というものを認めるとすると、それと他の二つの命題の関係を述べておかなければならぬ。単純命題は補文にのみ含まれる命題で、もし単純命題に相当するものが主節に含まれ

たとすると、それは単純命題ではなくなる。たとえば、(3. 53a) の *her sing* は *hear* の補文として用いられているのでそれが表す命題 *she-sing* は単純命題であるが、同じ命題が *She sang.* という主節に含まれた場合には、その命題は真理命題となる。*She sang.* という主節の命題は、それが事実であるという話者の命題態度（この場合は「信念」）を反映するものであるからである。同じ命題が *He told her to sing.* のような文の補文に生じた場合も同様で、この文は主語 *he* が〈命令〉という発話行為を遂行した事実を報告するものであるが、この文の *her to sing* が表す命題も主語 *he* の命題態度（この場合は「願望」）を反映したものであり、この命題は行為命題となる。このようなことから、真理命題と行為命題は「単純命題+（話者／聴者／文の主語の）命題態度の反映」という内容の複合命題ということになる。

3. 4. 2. 3. 法助動詞の意味核

さて、問題の命題変項 *P* の値は、上述の四つの種類の命題のうち、真理命題、行為命題、単純命題の三種である。ここで (3. 43) の核意味の働きに話をもどすと、(3. 43) の核意味が生み出す法性の区別は、すでに述べたように命題変項 *P* の値に依存して生じるものと考える（なお、法助動詞を含む文の統語構造については § 3.4.3.1. でもう少し詳しく述べるが、法助動詞を含む文において変項 *P* に該当する命題を表すのは、法助動詞を除いた主語 *NP* と述部 *VP* の部分である）。(3. 43) の核意味から生じる法性の区別と命題変項 *P* の値の対応関係は次の通りである。

認識的法性： *P* の値が真理命題の場合

義務的法性： *P* の値が行為命題の場合

動的法性： *P* の値が単純命題の場合

真理命題が、上述のように、「単純命題+命題態度の反映」という複合命題であるとすると、真理命題とは「単純命題が真 (true) であること」という内容となり、単純命題を変項 *p* で表し、「真である」というある人物（話者／聴者／文の主語）の信念の中身を 'TRUE' という述語で表すと、真理命題は次のような複合命題として表示できる。

(3. 54) 真理命題： *TRUE (p)* [=it is true that *p*]

命題変項 *P* の値がこの真理命題である時、(3. 43) の表示は次のようになる。

(3. 55) CAUSE (X, POSS / NEC (TRUE (p)))

この表示の意味は 'X causes it to be possible / necessary that it is true (=possibly / necessarily true) that *p*.' である。(3. 39b) *Mary may_E / must_E be at home.* をもう一度例にとって考えて見ると、この場合の単純命題 *p* の内容は *Mary-be-at-home* であり、X はなんらかの証拠（たとえば、*Mary* の部屋の明りがついていること）である。これらの値を (3. 55) のそれぞれの変項に代入すると、(3. 55) の表示の意味は 'Some evidence causes it to be possibly / necessarily true that *Mary is at home*.' (ある証拠から判断して、メアリーが家にいることが可能である／

必然的に真である)となる。この意味は、ある証拠に基づき話者が命題 p の事実性についてある判断を持つ、ということを表している点では認識的用法の *may* や *must* の意味を正しく述べていると言える。しかし、(3. 55) から派生する「 p が真であることが可能／必然である」という意味は、 $\text{may}_E / \text{must}_E$ の意味を完全に正確に表しているとは言えない。すなわち、(3. 55) では may_E と must_E の意味核として、それぞれ、'POSS (P)' と 'NEC (P)' を想定しているが、 may_E や must_E に含まれる中核的な概念は単純な 'possible' や 'necessary' という概念とは少し異なるからである。本稿では、これらの概念を意味核とするのは *can* と *need (have to)* であり、*may* と *must* はこれらとは異なった意味核を持つものと考える。その理由を次に述べることにしよう。

論理学的に「可能性」と「必然性」の概念によって分類すると、*may* と *can* は可能性系列、*must* と *need* は必然性系列に属する法表現である。論理学的には同一類に属する *may* と *can* および *must* と *need* であるが、言語表現としては微妙ではあるが、本質的な差異が二者の間に存在するように思われる。可能性系列に属する *may* と *can* をまず比較してみよう。

「可能(性)」(possibility) という概念の本質を考えてみると、*possible* というこの概念を最も端的に表現する形容詞に、

- (3. 56) a. It is possible that Mary danced.
- b. It is possible for Mary to dance.

という二通りの用法があることからもわかるように、可能性には、ある命題の存在の（真である）可能性と、ある命題の発生（実現）の可能性という二つの場合がある。便宜上、前者の可能性を「真理的可能性」、後者の可能性を「実現可能性」と呼ぶことにする。実現可能性は、さらに二つの種類に分類できる。(3. 56b) に相当する次の文を考えてみよう。

- (3. 57) Mary *can* dance.

この文の *can* が表す可能性は、1) Mary にダンスをする技能がある、2) Mary がダンスをすることを可能にする状況がある、という、Mary-dance という命題の実現を可能にする要因の違いにより、二種類存在する。1) の実現可能性は、主語の Mary に内在する能力に由来するものであるので、「内在的可能性」(intrinsic possibility) と呼び、2) の実現可能性は、主語の Mary の外側に存在する何らかの状況に由来するものであるので、「外在的可能性」(extrinsic possibility) と呼ぶことにする。⁴⁾ 2) の外在的可能性の場合、主語が命題を実現することを可能にする外的要因には文脈によって様々な種類が考えられるが、*can*, *may* のような可能性法表現の用法に区別を生じさせるこの種の外的要因は義務の源である。

- (3. 58) a. You *can* do it.

4) 基本的には Anderson(1971) や Bolinger(1989) と同じ考え方である。

b. *Can* you do it?

(3. 59) a. You *may* do it.

b. **May* you do it?

can は内在的 possibility (主語の能力) を表すことができる上、外的要因が義務の源である外在的 possibility (許可)、外的要因が義務の源以外のなんらかの状況である外在的 possibility (便宜上、これを「差支えのなさ」と呼ぶ) を表すことができる。したがって、(3. 58a) は、1) 「あなたはそれをすることができる」(能力)、2) 「あなたはそれをしてよろしい」(許可)、3) 「あなたがそれをすることに差支えはない」(差支えのなさ) の三通りの意味を表すことができる。また、(3. 58b) は、(3. 58a) の表す意味のうち、1) 能力、3) 差支えのなさを問う意味を表す。これに対し、*may* の表す実現 possibility 是、外的要因が義務の源である外在的 possibility (許可)のみである。したがって、(3. 59a) はこの許可の意のみ表し、主語が *you* であるために能力と差支えのなさを問う解釈しか許さない (3. 59b) の文脈で *may* を用いることはできない。

次に必然性系列に属する *must* と *need* を比較してみよう。*must* と *need* が表す必然 (要) 性 (necessity) に関しても、可能性の場合に平行して、命題が真である必然性 (真理的必然性) と命題実現の必要性の二種類の必然 (要) 性が認められ、後者は、さらに、内在的必要性と外在的必要性の二種類に分けられる。内在的必要性は文の主語に内在するものに由来する必要性で、外在的必要性は主語の外部にある何かに由来する必要性である。外在的必要性は、さらに、義務の源に由来するもの (義務) と義務の源以外の何らかの状況に由来するもの (必要) に分かれる。可能性系列の *may* と *can* の場合、内在的 possibility を表すことができるのは *can* のみであるが、必然性系列の場合、内在的必要性を表すのが *must* と *need* のうち一方だけなのかどうかは微妙である。Sweetser (1982, p. 487) は、本動詞の *need* は、外在的必要性 (義務) のみを表す *have to* と異なり、本稿でいう内在的必要性を表すので次のような文脈で *need* を用いると不自然となると主張している。

(3. 60) a. I have } to stay home, or Mom will get mad at me. —— Sweetser 1982
 ? I need }

b. You have } to stay home, because I say so. —— ibid.
 ? You need }

本動詞の *need* が主語に内在する何か (たとえば、主語に欠乏しているものがある) に起因する必要性を表し得ることは、次のような例を見ても明らかである。

(3. 61) a. I *need* your help.

b. The body *needs* food and water.

助動詞の *need* は肯定平叙文で用い得ないので、内在的必要性を表し得るか否かは確かめにくいか、次のような疑問文での *need* は内在的必要性、外在的必要性のいずれをも表すと解釈できる。

- (3.62) *Need they make all that noise?* —— Quirk et al. 1985 (彼らはあんなやかましい音を立てる必要があるのかね)

この文では、やかましい音を立てる必要を生み出す要因は、主語 *they* に内在するもの（たとえば、欲求不満の解消のため大きな騒音を立てて車を暴走させるような場合の欲求不満）とも、主語 *they* の外部にあるもの（たとえば、大きな騒音を立てて建築工事をやっている場合の工事の目的）とも解釈できる。主語に内在する原因によって生じる必要性を表すという点では、次例における *must* も同様の機能を持っているように思われる。

- (3.63) a. *Must you make that dreadful noise?* —— Leech 1987 (どうしてもそんなひどい音を立てなければいけないんですか)
 b. *If you must smoke, use an ashtray.* —— ibid. (どうしてもタバコを吸うというのなら、灰ざらを使いなさい)

Leech (1987, § 115) はこの用法の *must* は 'be under internal compulsion' (内的強制の下にある、…せすにはおれない) の意であると説明している。しかし、*must* のこの内在的用法は疑問文や if 節中で用いられた場合に限られているようだ、

- (3.64) a. *You must make a dreadful noise.*
 b. *You must smoke.*

のように、平叙文で用いられた際の *must* は外在的必要性（義務）を表すとしか解釈できず、上述のような内在的意味を表すとは解釈できない。

可能性系列で *may* は内在的 possibility を表せないことから *can* と明確な対立を成すことを述べたが、必然性系列で、(3.63) に見るように、*must* が内在的必要性を表すとすると、*need* と明確な区別がないかのように見える。しかし、*must* が表す意味は、単なる必要 (necessity) を表す *need / have (got) to* と異なり、「どうしても（是非）…する必要がある（しなければならない）」という強い必要、すなわち、拘束 (obligation) ないしは強制 (compulsion) である。しかも、*must* が表す拘束／強制にかかる義務の源は、本質的には、談話指向的（すなわち、平叙文では話者、疑問文では聽者）である。ここで「本質的には」という言葉を添えたのは次のような理由があるからである。たとえば、

- (3.65) *I must be home by ten.*

のような平叙文では、義務が課せられているのは話者であるところから、話者が帰宅する義務を生み出す義務の源は、たとえば約束で取り決められた門限とか親の命令という、話者とは別のものと考えられ、義務の源が談話指向的でないように見える。しかし、この文に関する義務の源は、究極的には、門限や親の命令であるけれども、この文の話者は、実は、このような究極の義務の源の当為判断に同調して、いわばその代弁者として文の主語に義務を課しているのである。Tregidgo (1982) によると、子供は時折、次のように代弁者であることを明示した *must* の使い方をするという。

(3. 66) John! You must come in. Mummy says!

(3. 65) の must に have to / need to を置き換えた I have / need to be home by ten. には、話者が主語に（代弁者として）義務を課すという意味は含まれないことに注目されたい。(3. 65) では主語が話者自身であるので、この文の must は、話者が自らに義務を課する、Leech(1987, § 115) のいう「自己拘束」(self-obligation) の例ということになる。このように、must が、本質的に話者が義務の源（場合によってその代弁者）となって主語に義務を課する（拘束する）ものであるとすると、次のような文脈で、自己拘束を表す I must... が用いられるのは不自然であるのに対し、単なる必要を表す他の表現が不自然でないのは当然のことになる。

(3. 67) ?? I must
 I have to
 I need to
 I ought to } get this paper in, but I guess I'll go to the movies instead. ——
 Sweetser 1982

また、自己拘束という観点から見ると、上で must の内在的用法の例として掲げた (3. 63) の must は、聽者（の意図や欲求）が聽者自らを縛る自己拘束を表すとも解釈できる。これが自己拘束の例であるとすると、その表す意味が「(主語自身が) どうしても…しないではおれない」という内的強制 (internal compulsion) の意となることが自然に説明できる。

以上に見てきたように、must の基本的な意味は拘束 (obligation) ないしは強制 (compulsion) であり、この法助動詞が、命題の実現を求める義務的用法、動的用法に用いられた場合には、行為実行者（主として文の主語）に命題の実現を強要する者は、基本的には、話者である。命題が真である必然性（真理的必然性）を表す認識的用法の must も、それが表す必然性の意は、証拠が、命題が真であると判断するよう話者を拘束（強制）する、という意味から生じるものである。そこで、本稿では、単純に必要な意を表す need には 'NEC (P)' [=P is necessary] という意味核を想定するのに対して、命題を実現するよう、または命題を真と判断するよう、行為実行者や話者を拘束する（強制する）意の must には 'BOUND (P)' [=P is bound] という意味核を想定する。一方、可能性系列の場合、純粹に可能（性）を表す can には 'POSS (P)' [=P is possible] を想定するが、上述のように、外在的可能性（許可）を基本的意味とする may に対してはどのような意味核を想定すべきであろうか。

ここで実現可能性についてもう一度考えてみると、命題の実現が可能となるためには二つの条件がある。命題が実現可能であるためには、まず、行為実行者に命題を実現する能力がなければならない。次に、命題を実際の世界で実現するためには、行為実行者が命題を実現するにあたって、それを妨げるものがないことが必要となる。便宜上、前者の条件を「行為実行者の能力」、後者の条件を（行為実行者の命題の実現を妨げるものがない意で）「無障害」と呼ぶことにしよう。現実に、ある命題の内容を実現することが可能であるためには、これら二つの条

件が満たされなければならないが、「行為実行者の能力」の条件が満たされている文脈（状況）では、「無障害」の条件が満たされていることを表明するだけで、命題の実現可能性が含意されることになる。たとえば、

(3.68) You are *free / at liberty* to leave.

のように「無障害」を表す文は、行為実行者が聴者であり、命題を実現できる能力を持っていることが自明となっている文脈で発せられた場合には、許可を表し、命題の実現可能性（この文では、聴者が立ち去ることを実行する可能性）を含意する。命題の実現可能性のこれら二つの条件との関係で言うと、can は「行為実行者の能力」の条件が満たされていることを表すのに対し、may は（その条件が満たされていることを前提として）「無障害」の条件が満たされていることを表す、と考えられる。たとえば、

(3.69) They *can* play tennis.

(3.70) They *may* play tennis.

の二文を比較すると、「テニスをすることができる」という主語の能力を表すことができるのは can を含む (3.69) だけである。さらに、can はこのような主語の潜在的能力の意に加えて、状況が許すので、主語が実際にその能力を発揮できる、という意味を表すことができる（この意味は後の §3.4.2.5. で「状況的能力」と呼ぶものである。同節参照）。(3.69) は、たとえば、天候が許すので主語は能力を発揮して「テニスをすることができる」という意味を表すことができる。may を含む (3.70) はこの意味も表すことができない。can が表すこの意味の場合、「主語がその能力を発揮できる」という部分が表明されるのに対し、「状況（たとえば、天候）がそれを許す」という部分は含意されるにすぎない。may がこの意味を表すことができないのは、上述のように、may は「命題の実現を妨げる外的要因がない、ないしは、外的要因がその実現を許す」という「無障害」の意味のほうを表明し、「主語が命題実現の能力を発揮できる」という意味は含意するにすぎないからである、と考えられる。したがって、may を含む (3.70) が表明する意味は、

(3.71) Nothing prevents them from playing tennis.

というパラフレーズで示すことができる。they-play-tennis という命題を主語の they が実現したいという願望を持ち、話者がその実現を左右する権限を持つ文脈で (3.70) が発せられた場合、命題の実現（彼らがテニスをすること）を話者が「妨げない」と宣言したことになり、この場合 (3.70) は「許可」を表す。一方、they-play-tennis という命題の事実性が問題にされる場合、すなわち、この命題が真理命題である場合、(3.71) の意味を持つ (3.70) は、'Nothing prevents it from being true that they play tennis.' の意の真理的可能性（認識的法性）を表すと解釈される。このように、may の意味の本質が「無障害」であると考えることによって、(3.70) の may は許可（義務的法性）と真理的可能性（認識的法性）を表すが、can のように潜在的ないしは状況的能力を表すことはできないことを適切に説明できる（may が潜在的

／状況的能力とは異なる何らかの動的法性を表すことができるか否かについては、§3.4.2.6.で扱う)。そこで、may の意味核を、「無障害」を意味する 'N-POSS (P)' [=P is allowed / not prevented] という表示で表すことにする。この表示は can の意味核 'POSS (P)' に対応するもので、'POSS (P)' が能力に由来するいわば「積極的可能性」を表すのに対し、'N-POSS (P)' は障害が無いということから生じる「消極的可能性」(negative possibility) を表すものである。

以上に考察した可能性／必然性系列の法助動詞の意味核をまとめて示すと次のようになる。

(3.72) can : POSS (P) [=P is possible]

may : N-POSS (P) [=P is allowed / not prevented]

need : NEC (P) [=P is necessary]

must : BOUND (P) [=P is bound]

さて、これまでの考察では、意味核を核意味に含まれる他の要素から切り離して考えてきた。以下の三つの節で、(3.72) に示したそれぞれの法助動詞の意味核が、核意味の一部に組み込まれた際に、それぞれの法助動詞が表す三種の法性を如何に適切に説明するか見て行くことにしよう。

3.4.2.4. 認識的法性の場合

前節で述べたように、may の意味核が 'N-POSS (P)' であり、真理命題を 'TRUE (ϕ)' と表するものとすると、認識的用法の may_E の核意味表示は、(3.43) の核意味の一般形式の命題変項 P の値に真理命題を代入した次のようなものになる。

(3.73) $may_E : CAUSE (X, N-POSS (TRUE (\phi)))$ [=X causes it to be not prevented from being true that ϕ . or X does not prevent it from being true that ϕ .]

この表示から得られる Mary may_E be at home. の読み (reading) は 'Evidence does not prevent it from being true that Mary is at home.' (証拠はメアリーが家にいることが真であることを妨げない) ⁵⁾ 証拠からして、メアリーが家にいる可能性がある (かもしれない) という意となり、「無障害」を意味核とした (3.73) の核意味表示は、Mary may_E be at home. の may_E が表す認識的法性 (真理的可能性) を適切に表現していると思われる。⁶⁾

5) >は「言い換えると」の意で用いる。

6) 「適切に表現している」のは核意味に関係する限りにおいてであって、 may_E の持つ主観的、命題指向的意味については (3.73) は何も表していない。 may_E の持つこのような意味は核意味と法助動詞を含む文の発話の意味構造との相互作用から生じるものと本稿では考える。したがって、 may_E の意味特性全体の分析は後の節で行なう発話の意味構造の考察の後で行なうことになる。

ところで、may の意味核を 'N-POSS (P)' と定める前節での議論は、主に、may の表す義務的法性（許可）を根拠にしたものであった。義務的法性を根拠として設定した意味核が、今上で示したように、なぜ難無く認識的法性にも当てはまるのであろうか。その理由は、義務的法性の場合、義務の源と行為実行者との間に、命題の実現を義務的／可能にするという原因作用の関係が存在するが、その関係が、認識的法性の場合の証拠と話者との間に存在する、命題が真であると判断することを必然的／可能にするという原因作用の関係と同一であるからであろう。本稿の分析を含め、核意味分析はすべて、まさにこのことを前提としている。このような同一の原因作用という理由で同一の表現が義務的用法と認識的用法を併せ持つという例は、法助動詞以外にもかなり認められる。たとえば、must の意味核に用いた 'BOUND' という概念の元となる *be bound to* という表現もこれら二用法を併せ持つ例の一つである。⁷⁾

- (3.74) a. You *are bound to obey.* (= You are required to obey.) [義務的]
- b. You *are bound to be tired if you hike all day.* (= You are certain to be tired)
[認識的]

be bound to の場合、*bound* が *bind*（縛る）の過去分詞形であるところから、義務的用法が先に生まれ、その後に認識的用法が発達したと推測されるが、このような意味の拡大は法助動詞にも認められる。⁸⁾

'N-POSS (P)' という意味核を持つ may は、上述のように、文の主語や話者が命題の実現や命題の事実性の判断において妨げられない、すなわち、「無障害」という外在的 possibility をその

7) 動詞の *insist*, *persuade* なども法助動詞の義務的用法と認識的用法に対応する二つの用法を持つ。

- (a) i. She insisted that her daughter always come home early.
ii. She insisted that her daughter always came home early.
- (b) i. I persuaded her to leave.
ii. I persuaded her that he was sincere.

(a i) は仮定法現在の that 節が表す行為命題の実現を強く要求する義務の源の主語 (she) の行為指導型発話行為を叙述するものに対し、(a ii) は直説法の that 節が表す真理命題の真実性を強く主張する主語 (she) の陳述表示型発話行為を叙述するものである。同一の *insist* が (a i) では行為命題を従え、その実現を強く要求する意を表し、(a ii) では真理命題の真実性についての主語の信念の強い主張を表すというのは、義務的用法の *must* が義務の源の行為命題実現に対する強い要請を表し、認識的用法の *must* が真理命題の必然的真についての話者の確固たる信念を表すのに完全に対応している。不定詞節の表す行為命題を従え、それを実現するようある人物を説得する意の (b i) と、直説法の that 節が表す真理命題の真実性をある人物に納得させる意の (b ii) に見る *persuade* の二つの用法も法助動詞の義務的用法と認識的用法にぴったり対応している。

8) 法助動詞の用法が義務的用法から認識的用法へと拡大した法助動詞の意味の歴史的発達について本稿では詳しく扱う余裕がない。法助動詞の意味のこのような発達については Nakano (1982), Shepherd (1982), Bybee and Pagliuca (1985), Traugott (1986, 1989) を参照。

意味の中核とする。これに対し, *can* は、前節で述べたように、主語の人／物に内在する能力や特性に由来する内在的 possibility を表すことができ、また、この意味が *can* の意味核 'POSS (P)' の根底にあると本稿では考える。すなわち、'POSS (P)' は、P (をその命題とする文) の主語、ないしは P そのもの、に内在する能力や特性に由来するが故に、主語や P の特質 (characteristics) として述べられた「可能 (性)」を表すと考えられる。主語の特質としての可能性とは、次のような動的用法の *can* によって典型的に表される主語の「能力」[aの場合] や「…できる」という主語の特質 [bの場合] である。

- (3. 75) a. John *can_{dy}* cook better than his wife.
 b. This game *can_{dy}* be played by young children. — Leech 1987

[イタリックと添え字は筆者]

命題 P の特質としての可能性とは、P の存在 (すなわち、P が真であること) ないしは発生の可能性を P 自体が特質として持っていることである。たとえば、

- (3. 76) *Can* he still be there?

における *can* は、he-be-still-there という命題がその特質として持つ (真である) 可能性を表すもので、この文はそのような可能性を問うものである。ここで注意すべきは、命題がその特質として持つ可能性というのは、その命題が表す事柄が現実に存在する可能性ではなく、命題が不变的に持つ論理的可能性であることである。認識的用法の *can* の核意味表示は、

- (3. 77) *can_E*: CAUSE (X, POSS (TRUE (*p*))) [= X causes it to be logically possible that *p* is true.]

であるので、これに基づく (3. 76) のパラフレーズは次のようになる。

- (3. 78) Is it logically possible that he is still there?

このように、主語の能力、命題の論理的可能性という、特質としての可能性を表す *can* の特徴は、専ら潜在的 possibility (potentiality) を表すということで、その可能性が現実となる (すなわち、主語の能力が実際に發揮されたり、命題が現実に真となる) ことを必ずしも含意しないということである。たとえば、(3. 75a) は John に彼の妻より上手に料理をする能力があることを述べるが、この文は、John が過去に一度もそのような能力を発揮したことなく、また未来にもその能力を発揮する可能性が現実には全くなくとも、真であり得る。

以上のような *can* の意味分析が正しいとすると、Leech (1987, § 119) が「*may* は現実的 possibility (factual possibility) を表すのに対し、*can* は論理的 possibility (theoretical possibility) を表す」と述べている二つの法助動詞の区別はうまく説明できる。Leech が掲げる次の (3. 79) の例を比較すると明らかのように、*may* が表す現実的 possibility とは、ある命題が現実に真である可能性をいうのに対し、*can* が表す論理的 possibility とは、命題の表す事態が主語の特性から生じ得るという論理的・潜在的な possibility をいう。このような論理的 possibility は、主語の特性から生じるという点で、(3. 75) の *can* が表す主語の能力と全く同質のものである。

- (3. 79) a. This illness *can* be fatal. (この病気は命取りになることもあり得る——だから気を付けたほうがよい) [論理的可能性]
 b. This illness *may* be fatal. (この病気は命取りになるかもしれない——現実に病状が相当に進んでいる) [現実的可能性]

(3. 79b) の *may* の表す現実的 possibility は (主観的) 認識的法性であるが、(3. 79a) の *can* の表す論理的可能性は認識的法性であろうか。認識的法性を、ある命題が現実に真である可能性／必然性／蓋然性についての話者 (聽者) の判断と定義する限り、(3. 79a) の *can* の表す意味は認識的法性ではない。この文は「この病気が命取りである」という命題が現実に真であるか否かについては何も述べないからである。Leech のいう論理的可能性を表す *can* は、

- (3. 80) a. Even expert drivers *can* make mistakes. —— Quirk et al. 1985 (熟練したドライバーでも間違いを犯す場合がある)
 b. Cocktail parties *can* be boring. —— Boyd and Thorne 1969 (カクテルパーティーの中には退屈なものもある)

における「…の場合がある (sometimes)」、「…なものもある (Some...)」といった意味を表す *can* と同種の用法で、主語の特性から生じる可能性を表すという点では、(3. 75) の *can* に近い機能を持つと考えられ、動的用法の *can* と見なすべきだと思われる。*can* が専ら命題の特質としての可能性、すなわち、現実にそれが真であるか否かとは無関係な論理的可能性を表すとすると、次のように過去の特定の出来事が事実であった可能性を述べる文脈で *can* が用い得ないのは当然ということになる。

- (3. 81) *He *can* have left the country already. —— Ney 1981
 (cf. He *may* have left the country already.)

can が特定の出来事についての判断を表すのに用い得ないこの事実は、*can* の過去形が過去の潜在的な能力を表すことはできるが、ある特定の行為を達成できたという意を表し得ないことと密接に関係すると考えられる。

- (3. 82) a. He *could* run ten miles with ease, when he was younger. —— Palmer 1988 [過去の能力]
 b. *I ran fast, and *could* catch the bus. —— ibid. [過去におけるある行為の達成]

このように、潜在的／論理的可能性を表す *can* は特定の事態 (出来事、行為等) が存在または発生する (した) 現実的 possibility を表すのには不向きであるが、否定文や疑問文中では *can* を特定の事態の存在／発生について用いることができるのなぜであろうか。

- (3. 83) a. John *can't* have been here yesterday.
 b. *Can* John still be working?

その理由は、ある事態の存在／発生の論理的 possibility がないと否定することは、その現実的 possibility が全くないことを主張するのと同じであり、また、ある事態の存在／発生の論理的 possibility を

問うことは、その現実的可能性を強く疑うのに等しいからではないかと思われる。因に、(3. 83a) の can't を日本語に訳すと「…の筈がない」となるが、この場合の「筈」は「道理、論理」(reason) の意である。したがって「…の筈がない」という表現は、本来、論理的不可能性を意味するものである。しかし日本語でも「彼がここにいた筈がない」という文は、「彼がここにいた」現実的可能性が全くないという話者の判断を述べるのに用いられる。

ところで、ある事態が存在／発生する論理的 possibility を表す次の a の文と、現実的 possibility を表す b の文を比較すると、当の事態が現実に存在／発生する可能性に関して、前者のほうが後者に比べてその可能性がより少ないことを表す。

(3. 84) a. The monsoon *can* be dangerous.

b. The monsoon *may* be dangerous.

b の文はモンスーンが現実に危険である可能性があることを述べているのに対し、a の文はモンスーンが場合によって危険であることもあることを述べ、現実に危険である可能性があるとは述べていない。したがって、

(3. 85) *Can* the monsoon be dangerous?

というふうに論理的 possibility を問うとすると、(現実的に危険である可能性は少ないとと思うのだが) モンスーンが単なる論理的 possibility としてでも危険であると考えられるであろうか、という意となり、現実にモンスーンが危険である possibility について強い疑いを示すことになる。因に、日本語でも「モンスーンが危険である筈があるだろうか」という道理／論理の存在を問う疑問文は、強い疑いを示す。

以上の考察から明らかなように、may と can の意味には本質的な相違があり、Ehrman(1966 a,b) や Perkins(1982, 1983) のように両者に同一の核意味を想定するのは適切でないと思われる。本稿では、既述のように、may と can の核意味は意味核の部分で相違があると分析するが、そう分析する理由が十分あると考えられる。

上で may と can の表す意味の間には本質的な相違が存在し、その相違がこれらの法助動詞の認識的用法にも反映していることを見てきたが、必然性系列の must と need の間にも類似の相違が認められる。上で may の意味の本質は「無障害」という概念であると述べたが、must の本質は、必ず…で（…し）なければならないという、命題の事実性の判断／命題の実現に対する「拘束」の概念である。

(3. 86) a. You *must_E* be joking.

b. He *must_E* have been here.

のような文における認識的用法の *must_E* は、you-be-joking, he-have-been-here という命題が「必ず真でなければならない」(be bound to be true) という「拘束」の意を表す。⁹⁾ 必ず…しなけ

9) 'p is bound to be true' は 'p can't but be true' ('p は真であらざるを得ない／真でしかあり得ない')

ればならないという「拘束」の意は義務的用法の $must_{DE}$ にも含まれ、Alexander(1988, § 11.48) は次のような例文での $must_{DE}$ は「避けがたい義務」(inescapable obligation)を表すと言う。

- (3. 87) You $must_{DE}$ phone home at once. It's urgent. — Alexander 1988 (= You are bound to phone home at once. It's urgent.) [イタリックと添え字は筆者]

したがって、 $must$ には「拘束」を表す 'BOUND (P)' を意味核として想定するが、この意味核を含む $must$ の認識的用法の意味表示は、命題変項 P の値を真理命題とする次のものとなる。

- (3. 88) $must_E : CAUSE (X, BOUND (TRUE (p)))$ [= X causes it to be bound to be true that p.]

(3. 86a) の例文にこれを当てはめると p は you-be-joking であるので、X を何らかの証拠として (3. 88) から導き出される (3. 86a) の読みは、'Some evidence causes it to be bound to be true that you are joking.' (証拠によると、あなたが冗談を言っていることは必ず真でなければならない) > 証拠から判断して、あなたはきっと冗談を言っているにちがいない) となり、(3. 88) は $must_E$ の表す「命題の必然的真」という認識的法性を適切に表現していると考えられる。

他方、 $need$ は、 $must$ と異なり、単純な「必然（必要）性」を表す。したがって、 $need$ には 'NEC (P)' を意味核とする次のような核意味を想定する。

- (3. 89) $need : CAUSE (X, NEC (P))$ [= X causes P to be necessary.]

助動詞の $need$ は否定文や疑問文など非断定的文脈 (non-assertive context) においてのみ用いられるが、 may_E が現実的 possibility を表すのに対して can_E が論理的 possibility を表すという対比があるのに平行して、 $must_E$ が現実的必然性を表すのに対して、認識的用法の $need_E$ は論理的必然性を表す (なお、 can_E も非断定的文脈においてのみ用いられることに注意)。認識的用法の $need$ の意味表示は、他の法助動詞の場合と同様、(3. 89) の核意味の命題変項の値を真理命題とした次のようなものとなる。

(3. 90) $need_E : CAUSE (X, NEC (TRUE (p)))$ [= X causes it to be necessarily true that p.] この表示に基づく次の a の文の読みは b となり、b は a の文の意味を表すものとして適切であるので、この表示自体も妥当なものと考えられる。

- (3. 91) a. It $needn't_E$ be true.

- b. Some evidence causes it to be not necessarily true that it is true.

なお、法助動詞 $need$ は肯定平叙文では用いられないで、肯定平叙文において $need_E$ の表す意味を述べたい場合には $have (got) to_E$ が用いられる。

と言い換えることができるので、 $must_E$ の意味のこの捉え方は、 $must_E$ の意味が 'the only conclusion is that ...' (唯一の可能な結論は…である／…が真であると結論せざるを得ない) と述べている Palmer (1979, § 3.2.1.) の捉え方と符合するものである。なお、Palmer の $must_E$ の意味の特徴付けに見られる「結論は…である」の意は本稿の分析では (3.88) に示した $must_E$ の意味表示における 'CAUSE (X, ...)' の部分が表すものと考えている。

(3. 92) It has (got) to_E be true.

また、It doesn't have to_E (hasn't got to_E) be true. / Does it have to_E (Has it got to_E) be true? のように否定文、疑問文にも用いられ、need_Eと同じ意味を表すので、have (got) to_E は (3. 90) に示した need_E のそれと同じ意味構造を持つと見なすことができるであろう。(未完)

References

- Alexander, L. G. (1988) *Longman English Grammar*. London & New York: Longman.
- Anderson, J. (1971) "Some Proposals Concerning the Modal Verb in English". In A, J. Aitken, et al. (eds.) (1971) *Edinburgh Studies in English and Scots*. London & New York: Longman, pp. 69 – 120.
- Bolinger, D. (1989) "Extrinsic Possibility and Intrinsic Potentiality: 7 on May and Can + 1". *Journal of Pragmatics* 13, pp 1 – 23.
- Boyd, J. and J. P. Thorne (1969) "The Deep Grammar of Modal Verbs". *Journal of Linguistics* 5, pp. 57 – 74.
- Bybee, J. L. and W. Pagliuca (1985) "Cross-linguistic Comparison and the Development of Grammatical Meaning." In J. Fisiak (ed.) *Historical Semantics and Historical Word-formation*. Berlin: Mouton, pp. 60 – 83.
- Erhrman, M. (1966 a) "The Meaning of the Modals in Present-Day American English". *Linguistics* 28, pp. 46 – 58
- (1966 b) *The Meanings of the Modals in Present-Day American English*. The Hague: Mouton.
- Leech, G. (1982) *Meaning and the English Verb*. London & New York: Longman.
- Nakano, H. (1982) "An Approach to the Semantic Developments of *Can* and *May*". In H. Nakano et al. (eds.) (1982) *Studies in Linguistic Change in Honour of K. Araki*. Tokyo: Kenkyusha, pp. 271 – 303
- Ney, J. W. (1981) *Semantic Structures for the Syntax of Complements and Auxiliaries in English*. The Hague: Mouton.
- Palmer, F. R. (1979) *Modality and the English Verb*. London: Longman.
- (1988) *The English Verb* (2nd Edition). London & New York: Longman.
- Perkins, M. R. (1982) "The Core Meanings of the English Modals". *Journal of Linguistics* 18, pp. 245 – 273
- (1983) *Modal Expressions in English*. London: Frances Pinter.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech and J. Svartvik (1985) *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London & New York: Longman.
- Ransom, E. N. (1986) *Complementation: Its Meanings and Forms*. Amsterdam & Philadelphia: John Benjamins.
- Shepherd, S. C. (1982) "From Deontic to Epistemic: An Analysis of Modals in the History of English, Creoles, and Language Acquisition". In A. Ahlgqvist (ed.) *Papers from the Fifth International Conference on Historical Linguistics*. Amsterdam & Philadelphia: John Benjamins, pp. 316 – 23.
- Sweetser, E. E. (1982) "Root and Epistemic Modals: Causality in Two Worlds". *Proceedings of the Eighth Annual Meeting of the Berkeley Linguistics Society*, pp. 484 – 507.
- Traugott, E. C. (1986) "From Polysemy to Internal Semantic Reconstruction". *Proceedings of the Twelfth Annual Meeting of the Berkeley Linguistics Society*, pp. 539 – 50.
- (1989) "On the Rise of Epistemic Meanings in English: An Example of Subjectification in Semantic Change". *Language* 65, pp. 31 – 55

Tregidgo, P. S. (1982) "Must and May: Demand and Permission". *Lingua* 56, pp. 75 – 92